

2017年10月6日

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課  
意見募集担当 御中

東京消費者団体連絡センター

### 東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方に対する意見

日頃より、都民の健康な暮らしを担保する業務に精励されていることに敬意を表します。

受動喫煙防止対策に関する国の対応が遅れている状況下、東京都が条例策定へ動き出されたことを大変うれしく思います。私どもの団体も受動喫煙防止対策の条例制定をかねてより要望していた立場から早期に実現することを期待いたします。

今回提案された「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」に概ね賛成の立場から次の意見を申し述べます。

項目番号	意見
3.	<b>定義</b> 【意見】たばこについては、一般的な紙巻たばこのほか、葉巻、加熱式たばこなど喫煙に用いられるものを対象とすることに賛成します。 【理由】加熱式たばこの商品には、使用する時は、喫煙所で使用することが明記されています。このことから、加熱式たばこは副流煙が出ないものの周囲の人への安全について科学的に証明されていません。定義に加熱式たばこも対象としたことは良いと考えます。
9.	<b>原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）</b> 【意見】飲食店のうち、面積 30 m <sup>2</sup> 以下のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ未成年者を立ち入らせない店に限るとする要件を加えたことに賛成します。 【理由】飲食店の喫煙特例の要件により、未成年者の受動喫煙による健康被害が防止されると考えます。
12.	<b>実効性の担保</b> 【意見】違反者への罰則として過料 5 万円以下では、実効性が低いと考えます。実効性を担保するために過料を罰金として金額を検討してください。 【理由】地方自治法上、自治体の過料の上限が 5 万円となっていることから、違反者への罰則は罰金として金額を上げる必要があると考えます。